

決算の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

| | 平成 21 年度 (平成22年3月31日現在) | 平成 22 年度 (平成23年3月31日現在) | | 平成 21 年度 (平成22年3月31日現在) | 平成 22 年度 (平成23年3月31日現在) |
|---------------|----------------------------|----------------------------|--------------------|----------------------------|----------------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 現金 | 1,174 | 777 | 貯金 | 843,570 | 859,446 |
| 預け金 | 479,966 | 479,062 | 当座貯金 | 6,285 | 8,015 |
| 系統預け金 | 477,624 | 474,777 | 普通貯金 | 2,503 | 2,336 |
| 系統外預け金 | 2,341 | 4,285 | 貯蓄貯金 | 133 | 110 |
| 買入金銭債権 | 4,946 | 9,546 | 通知貯金 | 200 | 200 |
| 金銭の信託 | 49,714 | 55,761 | 別段貯金 | 397 | 347 |
| 有価証券 | 247,189 | 251,834 | 定期貯金 | 834,034 | 848,418 |
| 国債 | 83,386 | 84,641 | その他の貯金 | 16 | 17 |
| 地方債 | 3,271 | 3,535 | 借入金 | 14,372 | 15,000 |
| 金融債 | 101,863 | 103,987 | 代理業務勘定 | 641 | 326 |
| 社債 | 27,819 | 31,442 | その他負債 | 3,107 | 1,165 |
| 外国証券 | 21,529 | 21,814 | 未払法人税等 | 488 | 691 |
| 株式 | 3,472 | 3,297 | 貯金利子諸税その他 | 11 | 13 |
| 受益証券 | 5,847 | 3,116 | 従業員預り金 | 31 | 36 |
| 貸出金 | 83,759 | 89,222 | 仮受金 | 523 | 2 |
| 手形貸付 | 3,904 | 811 | その他の負債 | 1,030 | - |
| 証書貸付 | 54,936 | 53,966 | 未払費用 | 1,009 | 407 |
| 当座貸越 | 3,908 | 4,435 | 前受収益 | 2 | 2 |
| 金融機関貸付 | 21,010 | 30,010 | 未決済為替借 | 10 | 12 |
| その他資産 | 2,104 | 1,509 | 諸引当金 | 1,730 | 2,078 |
| 従業員貸付金 | 12 | 9 | 相互援助積立金 | 1,289 | 1,627 |
| 差入保証金 | 2 | 2 | 賞与引当金 | 10 | 10 |
| 仮払金 | 49 | 30 | 退職給付引当金 | 348 | 351 |
| その他の資産 | 582 | 327 | 役員退職慰労引当金 | 83 | 89 |
| 未収収益 | 1,208 | 1,014 | 繰延税金負債 | 445 | 26 |
| 未決済為替貸 | 249 | 125 | 債務保証 | 540 | 529 |
| 有形固定資産 | 1,136 | 1,122 | 負債の部合計 | 864,409 | 878,572 |
| 建物 | 122 | 117 | (純資産の部) | | |
| 土地 | 956 | 956 | 出資金 | 26,449 | 31,173 |
| その他有形固定資産 | 57 | 48 | (うち後配出資金) | (18,463) | (23,188) |
| 無形固定資産 | 1 | 1 | 回転出資金 | 977 | 1,054 |
| その他無形固定資産 | 1 | 1 | 再評価積立金 | 1 | 1 |
| 外部出資 | 44,054 | 44,054 | 利益剰余金 | 20,668 | 21,456 |
| 系統出資 | 43,153 | 43,153 | 利益準備金 | 7,837 | 8,067 |
| 系統外出資 | 901 | 901 | その他利益剰余金 | 12,831 | 13,389 |
| 債務保証見返 | 540 | 529 | 電算対策積立金 | 1,300 | 1,300 |
| 貸倒引当金 | △ 702 | △ 692 | 特別積立金 | 8,350 | 8,350 |
| | | | 当期末処分剰余金 | 3,181 | 3,739 |
| | | | (うち当期剰余金) | (1,148) | (1,329) |
| | | | 会員資本合計 | 48,096 | 53,685 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 1,381 | 472 |
| | | | 評価・換算差額等合計 | 1,381 | 472 |
| 資産の部合計 | 913,886 | 932,730 | 純資産の部合計 | 49,477 | 54,158 |
| | | | 負債及び純資産の部合計 | 913,886 | 932,730 |

■ 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| | (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) | (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) |
| 経 常 収 益 | 11,976 | 10,976 |
| 資 金 運 用 収 益 | 9,711 | 8,670 |
| （うち貸出金利息） | (1,986) | (1,837) |
| （うち預金利息） | (4,897) | (4,151) |
| （うち有価証券利息配当金） | (2,815) | (2,641) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 760 | 764 |
| そ の 他 事 業 収 益 | 783 | 632 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 720 | 908 |
| 経 常 費 用 | 10,181 | 8,983 |
| 資 金 調 達 費 用 | 6,791 | 5,596 |
| （うち貯金利息） | (6,517) | (5,340) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 685 | 726 |
| そ の 他 事 業 費 用 | 382 | 811 |
| 経 常 費 用 | 1,266 | 1,269 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 1,055 | 579 |
| 経 常 利 益 | 1,795 | 1,992 |
| 特 別 利 益 | 7 | 36 |
| 特 別 損 失 | — | — |
| 税 引 前 当 期 利 益 | 1,802 | 2,029 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 497 | 701 |
| 法人税等調整額 | 156 | △1 |
| 法人税等合計額 | 654 | 700 |
| 当 期 剰 余 金 | 1,148 | 1,329 |
| 前 期 繰 越 剰 余 金 | 2,033 | 2,410 |
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 3,181 | 3,739 |

(注) (うち預金利息) には受取奨励金、受取特別配当金が、(うち貯金利息) には支払奨励金が含まれています。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------------------|---------------------------|---------------------------|
| | (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) | (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) |
| 1. 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益 | 1,802 | 2,029 |
| 減価償却費 | 17 | 16 |
| 貸倒引当金の増加額 | △ 115 | △ 9 |
| 退職給付引当金の増加額 | △ 37 | 3 |
| その他の引当金・積立金の増加額 | 307 | 344 |
| 資金運用収益 | △ 9,711 | △ 8,670 |
| 資金調達費用 | 6,791 | 5,596 |
| 有価証券関係損益 | 140 | 553 |
| 金銭の信託の運用損益 | △ 597 | △ 857 |
| 貸出金の純増減 | 11,663 | △ 5,463 |
| 預け金の純増減 | △ 15,000 | △ 16,500 |
| 貯金の純増減 | 17,268 | 15,875 |
| コールローン等の純増減 | △ 4,946 | △ 4,600 |
| その他 | 506 | △ 676 |
| 資金運用による収入 | 10,662 | 9,723 |
| 資金調達による支出 | △ 7,527 | △ 6,198 |
| 事業分量配当金の支払額 | △ 188 | △ 241 |
| 小 計 | 11,035 | △ 9,075 |
| 法人税等の支払額 | △ 16 | △ 498 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | 11,018 | △ 9,574 |
| 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △ 154,143 | △ 111,499 |
| 有価証券の売却による収入 | 133,813 | 82,737 |
| 有価証券の償還による収入 | 20,341 | 21,407 |
| 金銭の信託の増加による支出 | △ 6,039 | △ 6,000 |
| 金銭の信託の減少による収入 | — | 1 |
| 固定資産の取得による支出 | — | △ 2 |
| 外部出資の増加による支出 | △ 10 | — |
| 外部出資の減少による収入 | 0 | 0 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 6,037 | △ 13,355 |
| 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 劣後特約付借入金の増加による収入 | 1,205 | 628 |
| 出資の増額による収入 | 4,689 | 4,724 |
| 出資配当金の支払額 | △ 253 | △ 300 |
| 回転出資金の受入による収入 | 187 | 239 |
| 回転出資金の払出による支出 | △ 163 | △ 162 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 5,665 | 5,129 |
| 4. 現金及び現金同等物に係る換算差額 | — | — |
| 5. 現金及び現金同等物の増加額 | 10,646 | △ 17,801 |
| 6. 現金及び現金同等物の期首残高 | 68,941 | 79,588 |
| 7. 現金及び現金同等物の期末残高 | 79,588 | 61,787 |

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 3,181 | 3,739 |
| 剰 余 金 処 分 額 | 771 | 1,156 |
| 利 益 準 備 金 | 230 | 266 |
| 任 意 積 立 金 | — | 300 |
| 出 資 配 当 金 | 300 | 347 |
| 事 業 分 量 配 当 金 | 241 | 243 |
| 次 期 繰 越 剰 余 金 | 2,410 | 2,583 |

注1. 普通出資金の配当率は2.00%（平成21年度）、2.00%（平成22年度）
後配出資金の配当率は1.00%（平成21年度）、1.00%（平成22年度）です。

注2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金（特別定期貯金、中途解約及び期間1年超の定期貯金を除く）の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し0.030%（平成21年度）、0.030%（平成22年度）。

【平成22年度 注記表】

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが年度末には残高がない科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・その他有価証券
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。
なお、主な耐用年数は、建物が27年～50年です。
建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～20年です。
- (5) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

7) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。なお、当会は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役

員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

- (8) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。
- (9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (10) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しています。
この結果、損益に与える影響はありません。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は915百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未經過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 6百万円 | 2百万円 | 8百万円 |
| オペレーティング・リース | 15百万円 | 32百万円 | 48百万円 |
- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金35,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券850百万円を差し入れています。
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は598百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、598百万円です。
なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,814百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。
- (11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺して表示しています。相殺した金額は0百万円です。

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金については、当期末残高のうち、42.81%は金融業・保険業に対するものであり、12.54%はリース業に対するものです。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的およびその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が21,814百万円ありますが、うち17,437百万円については、国債が担保となっている債券です。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約借入金です。

劣後特約借入金、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部リスク管理課でVaRによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,949百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|--------------|---------|--------|
| 預け金 | 479,062 | 478,215 | △846 |
| 買入金銭債権 | | | |
| 売買目的 | — | — | — |
| 満期保有目的 | 9,546 | 9,552 | 5 |
| その他目的 | — | — | — |
| 有価証券に該当しないもの | — | — | — |
| 金銭の信託 | | | |
| 運用目的 | 2,968 | 2,968 | — |
| 満期保有目的 | 52,000 | 53,800 | 1,800 |
| その他目的 | 793 | 793 | — |
| 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | — | — | — |
| 満期保有目的の債券 | 61,072 | 62,082 | 1,010 |
| その他有価証券 | 190,762 | 190,762 | — |
| 貸出金 | 89,232 | | |
| 貸倒引当金 | △692 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 88,539 | 89,027 | 487 |
| 資 産 計 | 884,745 | 887,202 | 2,457 |
| 貯 金 | 859,446 | 858,068 | △1,377 |
| 借入金 | 15,000 | 15,000 | — |
| 負 債 計 | 874,446 | 873,068 | △1,377 |

注1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金90万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は「外部出資」勘定中の株式であり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 44,054百万円

④1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 預け金 | 479,062 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 買入金銭債権 | | | | | | |
| 満期保有目的 その他目的の うち満期が あるもの | 9,546 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的 | 10,869 百万円 | 10,410 百万円 | 11,065 百万円 | 10,485 百万円 | 10,585 百万円 | 7,660 百万円 |
| その他有価 証券のうち満 期があるもの | 14,927 百万円 | 18,900 百万円 | 16,930 百万円 | 13,400 百万円 | 10,900 百万円 | 106,801 百万円 |
| 貸出金 | 14,951 百万円 | 14,086 百万円 | 9,809 百万円 | 4,567 百万円 | 5,650 百万円 | 40,065 百万円 |
| 合計 | 529,358 百万円 | 43,396 百万円 | 37,804 百万円 | 28,452 百万円 | 27,135 百万円 | 154,526 百万円 |

④1. 貸出金のうち、貸借対照表の当座貸越4,435百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,010百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等91百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 貯金 | 859,311 百万円 | 70 百万円 | 65 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 借入金 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | 15,000 百万円 |
| 合計 | 859,311 百万円 | 70 百万円 | 65 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | 15,000 百万円 |

④1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(9)まで同様です。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです

| | 種 類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------------|------------|--------------|------------|-----------|
| 時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの | 国 債 | 549 百万円 | 565 百万円 | 16 百万円 |
| | 地 方 債 | 2,153 百万円 | 2,197 百万円 | 44 百万円 |
| | 金 融 債 | 44,200 百万円 | 44,801 百万円 | 601 百万円 |
| | 社 債 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| | 外 国 証 券 | 7,000 百万円 | 7,384 百万円 | 384 百万円 |
| | 買入金銭債権 | 8,250 百万円 | 8,256 百万円 | 5 百万円 |
| | 小 計 | 62,153 百万円 | 63,205 百万円 | 1,052 百万円 |
| 時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの | 国 債 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| | 地 方 債 | 369 百万円 | 367 百万円 | △2 百万円 |
| | 金 融 債 | 6,800 百万円 | 6,766 百万円 | △33 百万円 |
| | 社 債 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| | 外 国 証 券 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| | 買入金銭債権 | 1,296 百万円 | 1,296 百万円 | △0 百万円 |
| | 小 計 | 8,466 百万円 | 8,429 百万円 | △36 百万円 |
| 合 計 | 70,619 百万円 | 71,635 百万円 | 1,015 百万円 | |

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 種 類 | 取得原価又は 償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 評価差額 | |
|-----------------------------------|--|----------------|--------------|------------|----------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの | 国 債 | 44,356 百万円 | 45,845 百万円 | 1,489 百万円 | |
| | 地 方 債 | 999 百万円 | 1,011 百万円 | 11 百万円 | |
| | 金 融 債 | 48,239 百万円 | 48,909 百万円 | 669 百万円 | |
| | 社 債 | 26,221 百万円 | 26,719 百万円 | 497 百万円 | |
| | 外 国 証 券 | 11,110 百万円 | 11,558 百万円 | 448 百万円 | |
| | 株 式 | 533 百万円 | 737 百万円 | 204 百万円 | |
| | 受 益 証 券 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | |
| | 小 計 | 131,460 百万円 | 134,782 百万円 | 3,322 百万円 | |
| | 貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの | 国 債 | 38,733 百万円 | 38,246 百万円 | △487 百万円 |
| | | 地 方 債 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 金 融 債 | | 4,100 百万円 | 4,078 百万円 | △21 百万円 | |
| 社 債 | | 4,779 百万円 | 4,723 百万円 | △55 百万円 | |
| 外 国 証 券 | | 3,306 百万円 | 3,255 百万円 | △50 百万円 | |
| 株 式 | | 3,355 百万円 | 2,559 百万円 | △796 百万円 | |
| 受 益 証 券 | | 4,227 百万円 | 3,116 百万円 | △1,110 百万円 | |
| 小 計 | 58,502 百万円 | 55,979 百万円 | △2,522 百万円 | | |
| 合 計 | 189,962 百万円 | 190,762 百万円 | 799 百万円 | | |

④1. 上記評価差額金から繰延税金負債239百万円を差し引いた金額559百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

③有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格の時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が1,490百万円増加、「繰延税金負債」が464百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が1,025百万円増加しています。

なお、変動利付国債の合理的な見積りによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 株 式 | 57百万円 | 1百万円 | -百万円 |
| 債 券 | 83,222百万円 | 615百万円 | 346百万円 |
| その他(ETF) | 207百万円 | -百万円 | 67百万円 |
| 合 計 | 83,487百万円 | 617百万円 | 413百万円 |

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

| | |
|-----------------|----------|
| 貸借対照表計上額 | 2,968百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | -百万円 |

②満期保有目的の金銭の信託

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
|--------------|-----------|-----------|----------|---------------------|----------------------|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 52,000百万円 | 53,800百万円 | 1,800百万円 | 1,860百万円 | 60百万円 |

(注) 1. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
|-----------|----------|--------|---------|---------------------|----------------------|
| その他の金銭の信託 | 793百万円 | 920百万円 | △126百万円 | -百万円 | 126百万円 |

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産39百万円を加えた金額△87百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(5) 有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、175百万円(うち、外国証券3百万円、株式172百万円)です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額

| | |
|-------------------------|---------|
| 退職給付債務 | △351百万円 |
| 退職給付引当金 | △351百万円 |
| (財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額 | 134百万円 |

③退職給付費用の内訳

| | |
|---------|-------|
| 勤務費用 | 20百万円 |
| 職員共済会掛金 | 9百万円 |
| 退職給付費用 | 30百万円 |

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、132百万円となっています。

7 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|------------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 44百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 3百万円 |
| 減価償却超過額 | 18百万円 |
| 貸倒引当金超過額 | 162百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 107百万円 |
| 役員退職慰労引当金超過額 | 27百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 507百万円 |
| 有価証券有税償却額 | 59百万円 |
| その他 | 0百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 931百万円 |
| 評価性引当額 | △757百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 173百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △200百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △200百万円 |
| 繰延税金負債の純額(A)+(B) | △26百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率(調整) | 31.18% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.62% |
| 事業分量配当金 | △3.73% |
| 住民税均等割等 | 0.21% |
| 評価性引当額の増減 | 5.98% |
| その他 | △0.08% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.18% |

8 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

【平成21年度 注記表】

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- | | |
|--------|--|
| 建物及び設備 | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物が27年～50年、設備が6年～20年です。 |
| 動産 | 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～15年です。 |
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
（会計方針の変更）
- 一般貸倒引当金の計上については、これまで貸倒実績率により計上していましたが、より合理的な計上とするため、当期より貸倒実績率により算定した額と税法基準により算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額を計上するように変更しています。なお、この変更により経常利益並びに税引前当期純利益が、それぞれ184百万円減少しています。

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、取立不能見込額として債権額から直接減額した後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は税法基準を採用）を計上しています。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権等のうち、貸出金については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、債務保証の履行により取得した求償権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から直接減額しており、その金額は70百万円です。

②退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

なお、当会は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当期末要支給見積額を計上しています。

④賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。
- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しています。
- (11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（農林水産省令第18号平成22年3月17日）により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産を内訳表示しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は898百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、ATM、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 7百万円 | 8百万円 | 16百万円 |
| オペレーティング・リース | 9百万円 | 26百万円 | 35百万円 |
- (3) (担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金35,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券1,044百万円を差し入れています。
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は662百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は664百万円です。
 なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,715百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。
- (11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,372百万円です。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺して表示しています。相殺した金額は258百万円です。

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
 当社は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会社が預かる仕組みとなっています。
 当会社では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
 また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会社が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
 貸出金については、当期末残高のうち、36.12%は金融業・保険業に対するものであり、14.37%はリース業に対するものです。
 有価証券については、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的およびその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が21,529百万円ありますが、うち17,213百万円については、国債が担保となっている債券です。
 長期借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付（永久）劣後特約付借入金です。
 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理
 当社は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。
 これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。
 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

a 金利リスクの管理

当社は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。
 ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務部リスク管理課において、VaRによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

b 為替リスクの管理

当会社における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

c 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。また、「(7) 金融商品の時価の算定方法」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず(7)に記載しています。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|----------|---------|--------|
| 預け金 | 479,966 | 479,106 | △859 |
| 買入金銭債権 | | | |
| 売買目的 | - | - | - |
| 満期保有目的 | 4,946 | 4,948 | 2 |
| その他目的 | - | - | - |
| 有価証券に該当しないもの | - | - | - |
| 金銭の信託 | | | |
| 運用目的 | 2,970 | 2,970 | - |
| 満期保有目的 | 46,000 | 47,617 | 1,617 |
| その他目的 | 743 | 743 | - |
| 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | - | - | - |
| 満期保有目的の債券 | 58,998 | 60,078 | 1,080 |
| その他有価証券 | 188,191 | 188,191 | - |
| 貸出金 | 83,772 | | |
| 貸倒引当金 | △702 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 83,070 | 83,553 | 483 |
| 資 産 計 | 864,887 | 867,211 | 2,324 |
| 貯 金 | 843,570 | 842,197 | △1,373 |
| 借入金 | 14,372 | 14,353 | △18 |
| 負 債 計 | 857,942 | 856,550 | △1,391 |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 2. 貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金12百万円を含めています。

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額を、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は「外部出資」勘定中の株式であり、(5)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 44,054百万円

① 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

(8) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 預け金 | 479,966 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 買入金銭債権 | | | | | | |
| 満期保有目的 | 4,946 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| その他の目的のうち満期があるもの | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的 | 8,460 百万円 | 10,905 百万円 | 10,409 百万円 | 11,063 百万円 | 10,484 百万円 | 7,674 百万円 |
| その他の有価証券のうち満期があるもの | 9,498 百万円 | 14,774 百万円 | 18,799 百万円 | 17,413 百万円 | 11,362 百万円 | 104,628 百万円 |
| 貸出金 | 21,786 百万円 | 8,919 百万円 | 13,296 百万円 | 7,098 百万円 | 4,430 百万円 | 28,078 百万円 |
| 合計 | 524,658 百万円 | 34,599 百万円 | 42,506 百万円 | 35,575 百万円 | 26,277 百万円 | 140,380 百万円 |

① 1. 貸出金のうち、当座貸越 5,335 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後付ローン 19,010 百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 149 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(9) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 貯金 | 843,485 百万円 | 25 百万円 | 60 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 借入金 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | 14,372 百万円 |
| 合計 | 843,485 百万円 | 25 百万円 | 60 百万円 | - 百万円 | - 百万円 | 14,372 百万円 |

① 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金 12,409 百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(3)まで同様です。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|--------------|------------|-----------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | | | |
| 国 債 | 548 百万円 | 570 百万円 | 21 百万円 |
| 地 方 債 | 2,008 百万円 | 2,055 百万円 | 46 百万円 |
| 金 融 債 | 45,200 百万円 | 46,006 百万円 | 806 百万円 |
| 社 債 | 600 百万円 | 602 百万円 | 1 百万円 |
| 外 国 証 券 | 7,000 百万円 | 7,214 百万円 | 214 百万円 |
| 買入金銭債権 | 4,946 百万円 | 4,948 百万円 | 2 百万円 |
| 小 計 | 60,304 百万円 | 61,396 百万円 | 1,092 百万円 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | | | |
| 国 債 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 地 方 債 | 239 百万円 | 238 百万円 | △0 百万円 |
| 金 融 債 | 3,400 百万円 | 3,391 百万円 | △8 百万円 |
| 社 債 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 外 国 証 券 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 買入金銭債権 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 小 計 | 3,639 百万円 | 3,630 百万円 | △9 百万円 |
| 合 計 | 63,944 百万円 | 65,026 百万円 | 1,082 百万円 |

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 取得原価又は 償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 評価差額 |
|----------------------------|----------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | | | |
| 国 債 | 60,468 百万円 | 62,650 百万円 | 2,181 百万円 |
| 地 方 債 | 999 百万円 | 1,022 百万円 | 22 百万円 |
| 金 融 債 | 50,227 百万円 | 51,167 百万円 | 940 百万円 |
| 社 債 | 24,678 百万円 | 25,162 百万円 | 483 百万円 |
| 外 国 証 券 | 11,210 百万円 | 11,436 百万円 | 225 百万円 |
| 株 式 | 698 百万円 | 961 百万円 | 263 百万円 |
| 受 益 証 券 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 小 計 | 148,283 百万円 | 152,400 百万円 | 4,117 百万円 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | | | |
| 国 債 | 20,238 百万円 | 20,187 百万円 | △51 百万円 |
| 地 方 債 | - 百万円 | - 百万円 | - 百万円 |
| 金 融 債 | 2,100 百万円 | 2,095 百万円 | △4 百万円 |
| 社 債 | 2,122 百万円 | 2,056 百万円 | △66 百万円 |
| 外 国 証 券 | 3,208 百万円 | 3,092 百万円 | △116 百万円 |
| 株 式 | 2,991 百万円 | 2,510 百万円 | △480 百万円 |
| 受 益 証 券 | 7,070 百万円 | 5,847 百万円 | △1,222 百万円 |
| 小 計 | 37,732 百万円 | 35,791 百万円 | △1,941 百万円 |
| 合 計 | 186,015 百万円 | 188,191 百万円 | 2,175 百万円 |

① 1. 上記評価差額金から繰延税金負債 672 百万円を差し引いた金額 1,502 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

③有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づき価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 25 号平成 20 年 10 月 28 日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額による評価を行っています。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が 3,225 百万円増加、「繰延税金負債」が 1,005 百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が 2,219 百万円増加しています。

なお、変動利付国債の合理的な見積りによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づき割引率を用いて割引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

④その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当期における減損処理額は、161 百万円（うち、外国証券：94 百万円、株式：67 百万円）です。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|----------|------------|--------|--------|
| 株式 | 131,008百万円 | 775百万円 | －百万円 |
| 債券 | 2,001百万円 | 25百万円 | 160百万円 |
| その他(ETF) | 1,053百万円 | －百万円 | 342百万円 |
| 合計 | 134,063百万円 | 800百万円 | 503百万円 |

- (4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

| | |
|-----------------|----------|
| 貸借対照表計上額 | 2,970百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | －百万円 |

②満期保有目的金銭の信託

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|------------|------------|-----------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 46,000 百万円 | 47,617 百万円 | 1,617 百万円 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | － 百万円 | － 百万円 | － 百万円 |
| 合計 | 46,000 百万円 | 47,617 百万円 | 1,617 百万円 |

③その他の金銭信託

| | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 |
|----------------------|---------|----------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | － 百万円 | － 百万円 | － 百万円 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 920 百万円 | 743 百万円 | △176 百万円 |
| 合計 | 920 百万円 | 743 百万円 | △176 百万円 |

注1. 上記評価差額合計に繰延税金資産54百万円を加えた金額△121百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

| | |
|------------------|---------|
| 減価償却超過額 | 19百万円 |
| 貸倒引当金超過額 | 185百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 103百万円 |
| 役員退職慰労引当金超過額 | 26百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 401百万円 |
| 有価証券有税償却額 | 35百万円 |
| その他 | 1百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 808百万円 |
| 評価性引当金 | △635百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 172百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △618百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △618百万円 |
| 繰延税金負債の純額(A)+(B) | △445百万円 |

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率 | 31.18% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.48% |
| 事業分量配当金 | △4.17% |
| 住民税均等割等 | 0.23% |
| 評価性引当額の増減 | 8.53% |
| その他 | 0.05% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 36.30% |

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額

| | |
|-------------------------|---------|
| 退職給付債務 | △348百万円 |
| 退職給付引当金 | △348百万円 |
| (財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額 | 134百万円 |

③退職給付費用の内訳

| | |
|---------|-------|
| 勤務費用 | 24百万円 |
| 職員共済会掛金 | 10百万円 |
| 退職給付費用 | 35百万円 |

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、137百万円となっています。

7 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

| | 当年度 |
|----------|-------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 31百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 3百万円 |